

# 2007くらしのサポーター通信No.18

2007.1 1 発行

ハイライト:

□今月のテーマ:食品偽装問題

□交流コーナー:わが家のCO2削減講座

:コラム“葎なきぞかなしき～語呂合わせ～”

## 食品偽装問題

### 1 相談の内容

食肉の銘柄や産地偽装、加工品、菓子類の消費期限などの偽装表示など、食品偽装に関する問題が多く発生しています。

消費者情報センターにも、次のような食品に関わる相談が寄せられています。

○表示に関する相談

- ・原産地表示がないが、表示義務はないのか
- ・国産表示されているが、疑わしい
- ・商品の産地表示とレシートの表示が異なる
- ・業者が賞味期限の改ざんをおこなっている
- ・賞味期限切れの商品が陳列されている

○価格

- ・広告に税抜き表示が大きく表示されていてまぎらわしい
- ・全品割引と大きく広告していたが割引でないものがあつた

○安全性

- ・外国産だが安全か
- ・この添加物は安全か
- ・遺伝子組み替え大豆はどのような商品に使用されているのか

○内容量

- ・内容量の表示と実際に相違がある

表示・広告の相談が最も多く、その他には品質や安全・衛生面に関する相談や食品の製造業者などへの苦情もありました。

これらの相談には、センターでの情報を伝えた上で、詳細がわかる機関や指導機関におつなぎしています。

### 2 消費期限と賞味期限

**消費期限**とは、傷みやすく、製造された日を含めておおむね5日以内で品質が急速に劣化する食品に表示する期限で、その期限を過ぎた場合は、食中毒など衛生上の危害が高くなります。

**賞味期限**とは、消費期限に比べ、品質が比較的劣化しにくい食品などに表示する期限で、期限を過ぎたからといって、すぐに食べられなくなるわけではありません。未開封のまま、表示された方法で保存した場合に限り、品質が十分に保持されます。

期限は、製造又は加工業者が責任を持って自己の判断で設定しています。  
ただし、最近の食品偽装問題にあるように、そもそも、表示責任者がこのような期限を偽装している場合が多く発生しています。

消費者がまず、自分の身を守るためには、表示に頼るばかりでなく、消費者が口にするときには、外観や臭い、食感など、自分の五感を使って判断することが大切です。

また、食品の特性や保存されていた状態にもよるため、普段から、保存している食品の把握、管理もこまめに行い、まずは、期限内での消費をこころがけましょう。

では、次に、食品表示について、どのような規制があるのか、法律をもとに考えてみましょう。

### 3 食品偽装問題と法律について

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、正しく食品の内容を理解し、選択したり、適正に使用したりする上での重要な情報源となっています。

最近の食品偽装問題にあるように、不適正な表示が確認されれば、様々な法律に基づいた検査、処分、罰金刑等厳正な対処が行われることとなります。

#### (1) 食品偽装問題

食品偽装問題は、新聞紙上で連日報道されていますが、このような問題を起せば、法律の処分もさることながら、消費者からの信頼性をなくすという、会社にとって最も重大なものを失うことになるのです。( )内は、違反の疑いのある主な法律。

- ・偽装牛ミンチ事件（不正競争防止法違反）

牛100%とあったが豚、鶏肉を混ぜて使用、牛ミンチに水やパンを混ぜて水増し、外国産が混じった牛ミンチを国産と表示、賞味期限の改ざん

- ・廃鶏を比内地鶏と偽装表示（JAS法、景品表示法違反）

- ・売れ残ったあんや餅を再利用し消費期限等を偽装（JAS法、食品衛生法違反）

- ・交雑種牛を黒毛和牛と偽装表示（JAS法違反）

#### (2) 食品の表示に関する法律

- ・食品衛生法

表示等の主旨：「食品添加物にかかる表示」など飲食による衛生上の危害発生の防止

表示対象食品：容器包装に入れられた加工食品（一部生鮮品を含む）、鶏卵

- ・JAS法

表示等の主旨：「原産地表示」など品質に関する適正な表示（消費者の商品選択に資するための情報表示）

表示対象食品：生鮮食品、加工食品、玄米及び精米

- ・景品表示法

表示等の主旨：虚偽、誇大な表示の禁止

- ・健康増進法

表示等の主旨：健康の保持増進の効果等についての虚偽又は誇大な広告等の表示の禁止

表示対象食品：食品として販売に供するもの

- ・計量法

表示等の主旨：内容量等の表示

表示対象食品：第13条に規定する特定商品（容器包装されたもの）

- ・不正競争防止法

表示等の主旨：虚偽表示の禁止

## 4 食の相談窓口

県では、原産地を偽るなどの不適正な表示を防止するため、消費者の皆さんが不審な表示を見かけた際の情報提供の窓口を設けています。

○食品表示HOT（ホット）ライン 088-623-2110

食品の安全性に関する疑問や不安について、総合的にお答えする窓口は次のとおりです。

○食の安2（あんあん）110番 088-621-2110

<食に関する情報>を得るには、次のホームページを参考にしてください。

ホームページ「とくしまの食の安全・安心情報ページ」

<http://our.pref.tokushima.jp/shoku>

引用：食の安全・安心Q&A（徳島県発行）

くらしのサポーターの皆さんへ

周りの方に通信の情報を伝えていただくとともに、センター等へ相談をおつなぎください。

## 交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

## わが家のCO<sub>2</sub>削減講座

○と き 平成19年11月27日（火）13:00～15:00

◆講師 気象予報士 山下 勇 氏 他

◆演 題 「天気でみる地球温暖化」 他

■会 場 ホテル千秋閣 徳島市幸町3-55

■主 催 徳島県・とくしま環境科学機構・NPO法人徳島県消費者協会

■参加費 無料

■お申し込み・お問い合わせ

徳島県環境首都課 電 話088-621-2261

ファクシミリ088-621-2845

## くらしのコラム

蓑なきぞかなしき～語呂合わせ～

大田道灌といえは、「山吹伝説」が有名である。にわか雨で蓑の借用をお願いした。その家の少女が道灌に捧げたのは、蓑ではなく一輪の山吹と「七重八重 花は咲けども山吹の みの一つだに なきぞかなしき」（後捨遺集・中務郷兼明親王）の和歌である。これを数字で詠んだ数学者がおり、

七十八十、八七八三九十百、八万二九七百、三七百一十三二、七九十九八四九と書いている。

「花は咲くとも・・・なきぞくやしき」はちょっと無理して読みづらい。更に、数字のみの歌碑（作：渡辺重石丸）もある。

四八八三十一十八五二十百万三三千二五十四六一十八三千百万四八四（世は闇と人は言ふとも正道にいそしむ人は道も迷はじ）

参考：『江戸の算額』（小寺裕著、研成社）

くらしのサポーター 三原茂雄

## くらしのサポーター担当者より

今年の消費者大学校もあと残りわずかとなりました。

20日には、恒例のグループ研究の発表がありました。テーマは、「大地震に備えて身を守るために」「くらしと環境問題」「多重債務問題」「消費者問題」「消費者教育」「消費者ネットワークづくり」といった社会問題となっている様々な課題について、県民の立場で自分たちならこうするという前向きな意見やこうしよう、という県民への呼びかけがなされていました。

発表の際には、資料をまとめるだけでなく、寸劇や様々な小道具も飛び出すなど、誰でもが理解しやすく、充実した内容となっていました。卒業生の皆さんは自分たちのことが思い出されることと思います。現役の皆さんは、大変お疲れさまでした。